

コクヨグループ競争法ポリシー

1. 基本方針

- (1) コクヨ株式会社及び各子会社（以下、「コクヨグループ」といい、個別に「コクヨグループ各社」といいます。）は、コクヨグループが活動する国・地域での事業活動に適用される全ての競争法（日本の独占禁止法を含み、以下、総称して「競争法」といいます。）を遵守します。
- (2) コクヨグループ各社は、競争法を効果的に遵守するため、社内規程を策定し、適正に運用します。

2. 適用範囲

本ポリシーは、コクヨ株式会社の社内規程とし、コクヨグループ全体に適用されます。コクヨグループ各社は、自らの役職員（取締役、監査役、執行役員その他の役員、フルタイムの従業員、パートタイムの従業員、派遣社員及び契約社員を含みます。）をして、本ポリシー及び自社で定める競争法に関連する社内規程を遵守せしめるものとします。

また、コクヨグループ各社は、本ポリシーの遵守を推進するため、自社の事業活動に関わる全ての外部関係者に対して、本ポリシーへの理解及び協力を得るよう努めます。

3. 通報制度

コクヨグループホットラインは、コクヨグループの役職員及び日本国内のお取引先様を対象として、コクヨグループの組織又は個人による競争法に違反する行為及び競争法に違反するおそれのある行為に関する通報も受け付けています。なお、コクヨグループホットラインの運用規程に基づき、通報を行ったことを理由とした通報者に対する報復行為その他の不利益な取扱いは厳格に禁止されています。

4. 行動原則

(1) 法令遵守

コクヨグループ各社は、自社が活動する国・地域の自社の事業活動に適用される全ての競争法及び自社の社内規程を遵守します。

(2) カルテル・談合の禁止

コクヨグループ各社は、価格協定、生産調整、市場分割、入札談合その他の競争法に違反するカルテル・談合行為を一切行いません。

(3) 競争事業者との情報交換の原則禁止

コクヨグループ各社は、競争事業者との間で、原則として、競争機微情報の交換を行いません。業界団体、共同研究、展示会等で競争事業者と接触する場合も、同様とします。競争事業者との接触については適正に管理します。

(4) お取引先様との適正な関係維持

コクヨグループ各社は、事業活動において、お取引先様や他の事業者様を不当に害するような適用のある競争法に違反する行為を行いません。

(5) 私的独占の禁止

コクヨグループ各社は、独占禁止法上の私的独占に該当する行為、又はその他適用のある競争法上の類似の規制に抵触する行為を行いません。

(6) 代理店を通じた違反行為の禁止

コクヨグループ各社は、自社の代理店、販売店等の第三者をして、前記(2)ないし(5)に違反する行為をさせません。

(7) 競争当局への調査協力

コクヨグループ各社は、自社の所在地を管轄する競争当局から問い合わせや調査を受けた場合、誠実に対応します。

5. 競争法遵守のための体制

コクヨグループ各社は、競争法及び関連法令の遵守を目的とした社内規程を策定し、その適正な運用を行うための体制の構築・維持に継続的に取り組めます。また、コクヨグループ各社は、自社の役職員に対して、本ポリシー及び自社の競争法に関連する社内規程に関する教育・啓発を行います。

6. 懲戒処分

コクヨグループ各社では、競争法、本ポリシー又は自社の競争法に関連する社内規程に違反した社員等に対して、自社の社内規程に従い懲戒処分を行うことがあります。

施行日　：2026年1月1日

コクヨ株式会社
取締役 代表執行役社長
黒田 英邦

A handwritten signature in black ink, reading '黒田英邦' (Kuroda Hironobu) in a cursive style.